

## 新年のご挨拶

旧年中は格別の御厚情を賜り厚く御礼を申し上げます  
みなさまのおかげで このたび東京オフィスはお客様サービス向上のため事務所を移転することができました  
移転に際しましてたくさんのお祝いを頂戴し ころより感謝申し上げます  
これを機に さらに皆様方のご愛顧を得られますよう専心努力いたす所存でございますので  
本年も変わらぬお引き立ての程よろしくお願い申し上げます

敬 具

平成 29 年 1 月

社会保険労務士法人 出口事務所

代表社員 特定社会保険労務士 出口裕美



## ◆ 法 改 正 情 報 ◆

### 平成 29 年 1 月から源泉徴収税額表が変わります。

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納付期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

平成 29 年分からは **甲欄適用の場合は、社会保険料控除後の給与金額は 83 万 3 千円以上**の人から、源泉徴収税額が変更となり、**乙欄適用の場合は月額 33 万 8 千円以上**の人から源泉徴収税額が変更になります。

---

## ■「残業規制」時代到来！今こそ残業削減の取組みを

### ◆「残業」に対して厳しい時代

残業を規制する気運が高まっています。

政府が取り組んでいる「働き方改革」において長時間労働の是正が重要な柱とされており、さらに電通事件の社会問題化、過労死等防止対策推進法の施行、初の「過労死白書」発行などもあり、「残業」には特に厳しい目を向けられる時流となりました。

### ◆現行法における残業時間の上限は？

法律上、認められている労働時間・残業時間をおさらいしておきます。

まず、労働基準法において労働時間は原則「1日8時間、週40時間」と定められていますが、労使間でいわゆる「三六協定」を締結し、労働基準監督署に届け出ることによって、「月45時間、年360時間」（※変形労働時間制を採用している場合や一部の業種を除く）までの時間外労働が認められます。

さらに三六協定に「特別条項」を付けることで、繁忙期や納期直前といった臨時の場合に「上限なし」の時間外労働までもが可能となります。

厚生労働省「平成25年労働時間等総合実態調査」によれば、三六協定を締結している企業は、大企業では94%もあったのに対し中小企業ではわずか43%にとどまっています。

### ◆特別条項付三六協定だけでは対応不足

「特別条項付三六協定」を締結しているからといって安心できません。

前述の電通でも「月間70時間まで」とする特別条項付三六協定を締結していましたが、事件を未然に防ぐことができませんでした。また、政府は現在、「残業時間の上限規制強化」や「違反企業への罰則の厳罰化」を検討しています。

企業にとっては、法的対応は当然として、さらに抜本的な残業削減の取組みが必要です。

### ◆残業削減のカギは「管理職」にあり

読売新聞社が12月に発表した、全国主要企業を対象としたアンケートによれば、「残業時間に上限を設けた場合、業務に支障あり」と回答した企業は47%、「支障なし」と回答した企業は45%でした。

長時間労働を減らすうえでの課題（複数回答）としては、「管理職の意識改革」が最多の92%でした。具体的な残業削減の方法は企業規模や業種、企業風土によって千差万別ですが、カギとなるのは「管理職」ということで各社共通しているようです。

残業削減を実現できれば当然残業代も減額されますので、会社にとって大きなメリットとなります。会社のためにも従業員のためにも、今こそ残業削減に着手すべきだと言えます。



## ■雇用保険の改正

平成 29 年 1 月から様々な制度変更があります。  
その中で、雇用保険の適用拡大についてご案内します。



生涯現役社会の実現の観点から、雇用者数、求職者数が増加傾向にある 65 歳以上の高年齢者の雇用が一層推進されるよう、雇用保険が適用されることになりました。

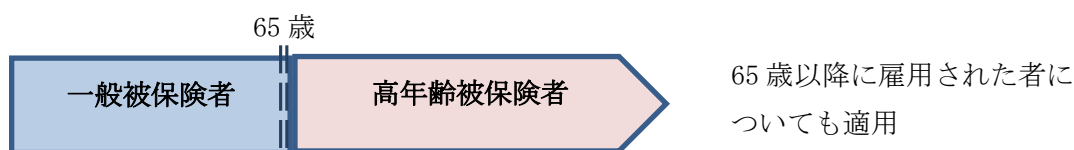
### 現 行

65 歳以降に雇用された者は雇用保険の適用除外とされ、同一の事業主の適用事業に 65 歳以前から引き続いて雇用されている者に限り雇用保険が適用されることになっており、64 歳以上の者については、雇用保険料の徴収を免除することになっていました。



### 改正【平成 29 年 1 月 1 日施行】

平成 29 年 1 月からは、65 歳前から雇用していたか、65 歳以後に雇用したかを問わず、雇用保険が適用されることとなります。(65 歳以上の被保険者の名称は、高年齢継続被保険者から「高年齢被保険者」に変更)



◇これまで適用除外として取り扱っていた 65 歳以上の従業員が、週 20 時間以上働くなどの要件を満たす場合には、高年齢被保険者に該当することになるため、ハローワークへの届出が必要となります。

(提出期限の特例があり、平成 29 年 3 月 31 日までに提出)

詳しくは厚生労働省のリーフレットをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000136394.pdf>

---

## ■インターネットで企業の社会保険加入状況が検索できるようになりました

平成 28 年 10 月 1 日から、パートタイマーへの社会保険の適用拡大が行われました。この適用拡大により、社会保険の被保険者が常時 500 人を超える「特定適用事業所」で勤務する、一定の条件に該当したパートタイマーについては、新たに社会保険に加入することになりました。そして、適用拡大と前後して、企業の社会保険の加入状況がインターネットで確認できる仕組みの運用が開始されました。そこで、これを含めた社会保険・労働保険の適用状況の検索方法を確認しておきましょう。

### 1. 社会保険の適用事業所検索

社会保険の適用事業所については、日本年金機構のホームページで検索することができ、「都道府県」、「検索方法（漢字検索・カナ検索・法人番号検索）」、「事業所名称」、「事業所所在地」等を入力することで、社会保険の適用状況のほか、特定適用事業所に該当しているかも確認することができます。また、現存事業所のみではなく、すでに何らか社会保険から脱退した事業所（全喪事業所）の検索もできる仕組みになっています。

【社会保険の適用事業所検索】

[https://www.nenkin.go.jp/do/search\\_section/](https://www.nenkin.go.jp/do/search_section/)



### 2. 労働保険の適用事業場検索

労働保険の適用事業場については、かなり前から厚生労働省のホームページで検索することができ、「都道府県」、「検索方法（漢字検索・カナ検索）」、「事業主名」、「所在地」を入力することで、労災保険と雇用保険の適用状況を確認することができます。労働保険は社会保険よりも小さな事業場単位での適用となるため、事業主名（企業名）で検索することで、それぞれの事業場単位の適用が分かるようになっています。

【労働保険の適用事業所検索】

[http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC\\_D/do/D0101/01/Cmd](http://chosyu-web.mhlw.go.jp/LIC_D/do/D0101/01/Cmd)

先日、終了した臨時国会では、社会保険の被保険者が 500 人以下で特定適用事業所にはならない事業所についても会社と従業員の合意に基づき、任意でパートタイマーが社会保険に加入できる制度が成立しました。社会保険料の負担が大きくなる一方で、社会保険へ適正加入をしていることが安心して働くことのできる証明と考える労働者も増加しています。今後、これらの仕組みで事前に適用状況を確認して就職活動を行うという時代も近くに来ているかも知れません。自社について適正な加入が行われているのか、これを機に確認しておきましょう。

